

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第33号）（交通局企画総務部企画課）

本市高速鉄道事業の財政の健全化を図り、輸送力を確保し、もって事業の円滑な運営を期するため、次のとおり旅客運賃について必要な措置を講じることとしました。

- 1 普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃（甲）及び通学定期旅客運賃（乙）の上限額を次のとおり引き上げます。

種 類		区 分					
		1 区	2 区	3 区	4 区	5 区	
普通旅客運賃	大 人	改正前	200 ^円	230 ^円	260 ^円	290 ^円	320 ^円
		改正後	210	250	280	310	340
	小 児	改正前	100	120	130	150	160
		改正後	110	130	140	160	170
通勤定期旅客運賃	1 箇月	改正前	8,400	9,660	10,920	12,180	13,440
		改正後	8,820	10,500	11,760	13,020	14,280
	3 箇月	改正前	23,940	27,540	31,130	34,720	38,310
		改正後	25,140	29,930	33,520	37,110	40,700
	6 箇月	改正前	45,360	52,170	58,970	65,780	72,580
		改正後	47,630	56,700	63,510	70,310	77,120
通学定期旅客運賃（甲）	1 箇月	改正前	6,000	6,900	7,800	8,700	9,600
		改正後	6,300	7,500	8,400	9,300	10,200
	3 箇月	改正前	17,100	19,670	22,230	24,800	27,360
		改正後	17,960	21,380	23,940	26,510	29,070
	6 箇月	改正前	32,400	37,260	42,120	46,980	51,840
		改正後	34,020	40,500	45,360	50,220	55,080
	1 箇月	改正前	4,800	5,520	6,240	6,960	7,680

通学定期旅客 運賃（乙）		改正後	5,040	6,000	6,720	7,440	8,160
		改正前	13,680	15,740	17,790	19,840	21,890
	3 箇月	改正後	14,370	17,100	19,160	21,210	23,260
		改正前	25,920	29,810	33,700	37,590	41,480
	6 箇月	改正後	27,220	32,400	36,290	40,180	44,070
		改正前					

2 その他通学定期旅客運賃（丙）、通勤通学定期旅客運賃（甲）及び通勤通学定期旅客運賃（乙）の上限額を引き上げます。

この条例は、市規則で定める日から施行し、同日の始発列車の乗車に係る旅客運賃から適用することとしました。

なお、この条例の施行前に発売した乗車券（普通旅客運賃に係る乗車券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができることとしました。

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第33号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

200 円	210 円
230	250
260	280
290	310
320	340
100	110
120	130
130	140
150	160
160	170

を

に改める。

8,400 円	8,820 円
9,660	10,500
10,920	11,760
12,180	13,020
13,440	14,280

23,940
27,540
31,130
34,720
38,310
45,360
52,170
58,970
65,780
72,580
6,000
6,900
7,800
8,700
9,600
17,100
19,670
22,230
24,800
27,360
32,400
37,260
42,120
46,980
51,840
4,800
5,520

25,140
29,930
33,520
37,110
40,700
47,630
56,700
63,510
70,310
77,120
6,300
7,500
8,400
9,300
10,200
17,960
21,380
23,940
26,510
29,070
34,020
40,500
45,360
50,220
55,080
5,040
6,000

別表第2中

6,240
6,960
7,680
13,680
15,740
17,790
19,840
21,890
25,920
29,810
33,700
37,590
41,480
3,000
3,450
3,900
4,350
4,800
8,550
9,840
11,120
12,400
13,680
16,200
18,630
21,060
23,490

を

6,720
7,440
8,160
14,370
17,100
19,160
21,210
23,260
27,220
32,400
36,290
40,180
44,070
3,150
3,750
4,200
4,650
5,100
8,980
10,690
11,970
13,260
14,540
17,010
20,250
22,680
25,110

に改める。

25,920
7,200
8,280
9,360
10,440
11,520
20,520
23,600
26,680
29,760
32,840
38,880
44,720
50,550
56,380
62,210
6,600
7,590
8,580
9,570
10,560
18,810
21,640
24,460
27,280
30,100
35,640

27,540
7,560
9,000
10,080
11,160
12,240
21,550
25,650
28,730
31,810
34,890
40,830
48,600
54,440
60,270
66,100
6,930
8,250
9,240
10,230
11,220
19,760
23,520
26,340
29,160
31,980
37,430

40,990
46,340
51,680
57,030

44,550
49,900
55,250
60,590

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例の規定は、この条例の施行の日の始発列車の乗車に係る旅客運賃から適用する。

(経過措置)

- 3 京都市高速鉄道旅客運賃条例第12条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の前日に発売した乗車券（普通旅客運賃に係る乗車券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局企画総務部企画課)